

申請者

団体名

住 所

代表者氏名

岡山市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

岡山市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「岡山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第3条第1項の規定により申請します。

(誓約事項)

1 岡山市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。

2 申請内容のうち認定に係る事項に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合は速やかに届け出ます。

3 岡山市からの指導助言等があった場合は、真摯に対応します。

本地域クラブの概要について

1 地域クラブの名称

※できるだけ中学校区名がわかる名称に
(例)岡北ベースボールクラブなど

2 該当中学校区名(生徒の所属する中学校名)または隣接校名

3 地域クラブ代表者

代表者氏名	
住 所	
連 絡 先	携帯電話 : メールアドレス :

4 活動種目及び主たる活動日、活動方針、活動内容、主たる活動場所

活動種目		活動日 活動時間	該当に○印を。 休日(3h) 土・日・土日いずれか 時～ 時 平日(2h) 月 火 水 木 金 時～ 時 週合計 時間(週11時間以内)
主たる活動場所	記入例 ○○中学校のグラウンド、○○中学校の音楽室等 ※希望生徒が見学、入会依頼に行く活動場所		
活動方針			
活動内容			

5 地域クラブ構成人数

参加生徒数	名	役員数	名	指導者数	名
-------	---	-----	---	------	---

6 参加費、保険料などの受益者負担

参加費	円/月	保険料	円/年	その他	円/年
-----	-----	-----	-----	-----	-----

7 添付書類

- ・令和8年度 地域クラブ構成員 (別添1)
- ・令和8年度 地域クラブ参加者名簿 (別添2)
- ・令和8年度 地域クラブ活動計画書 (別添3)
- ・令和8年度 地域クラブ収支予算書 (別添4)
- ・岡山市認定地域クラブ活動認定要件確認書 (様式第2号)
- ・岡山市認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書(様式第3号)
- ・団体の規約または会則の写し (別添5)
- ・参加する生徒がスポーツ保険等に参加したことを証明する書類の写し(別添6)

※上記様式第3号の申請にて岡山市に登録された指導者の保険は、岡山市で一括加入。

令和8年度 地域クラブ構成員名簿

地域クラブ名()

1 地域クラブ代表者

代表者氏名	
住所	
連絡先	

2 地域クラブ運営役員

氏名	
住所	
連絡先	
役職	

氏名	
住所	
連絡先	
役職	

氏名	
住所	
連絡先	
役職	

氏名	
住所	
連絡先	
役職	

氏名	
住所	
連絡先	
役職	

※地域クラブにおいて、指導者を除く役員関係者(代表者、副代表、会計、監事等)のみを記載してください。ただし、役員と指導者を兼務する場合には、本名簿にも記載してください。

※記入欄が不足する場合は、記入欄の追加、別紙書式を作成し、提出していただいても構いません。

年 月 日

令和8年度 地域クラブ参加者名簿

地域クラブ名()

NO,1

No	氏名	生年月日	学年	所属校	No	氏名	生年月日	学年	所属校
1					16				
2					17				
3					18				
4					19				
5					20				
6					21				
7					22				
8					23				
9					24				
10					25				
11					26				
12					27				
13					28				
14					29				
15					30				

※参加者に変更(加入・脱退)があった場合は、「氏名」、「学年」、「所属校」が分かるものを提出してください。

※記入欄が不足する場合は、記入欄の追加、別紙書式を作成し、提出していただいても構いません。

令和8年度 地域クラブ活動計画書

【地域クラブ名】

--

1 責任者・指導者等

責任者	
指導者	
その他	

2 活動予定内容

--

3 主な活動日・場所・時間

(1)休養日 ① 週2日以上 of 休養日(平日1日以上、休日1日以上)を設けること ② 休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること ③ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとすること (2)活動時間 (ア) 1日の活動時間は、平日は2時間以内、休日は原則として3時間以内、週11時間以内とすること (イ) 大会等(練習試合を含む)は、上記の練習時間と別にされるが、生徒の健康・安全を第一に考えること (ウ) 地域や学校の実態(定期試験前後等)を踏まえて活動時間は工夫すること
--

令和8年度 地域クラブ活動計画書(裏面)

(3)週間スケジュール

- ①活動を行わない曜日(休養日)には斜線を引くこと
- ②活動場所の調整等により急遽、活動計画に変更がある場合、再度活動計画書の提出は不要であるが、活動時間、休養日は上記の規定を遵守すること

活動日	開始時間	終了時間	活動時間	活動場所
月曜日	：	：	時間	
火曜日	：	：	時間	
水曜日	：	：	時間	
木曜日	：	：	時間	
金曜日	：	：	時間	
土曜日	：	：	時間	
日曜日	：	：	時間	

(4)年間スケジュール(参加予定の大会、コンクール等)

4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

※大会だけでなく練習試合等、予定しているものを可能な限り記載してください。

令和8年度 地域クラブ収支予算書

(クラブ名)

(収入の部))

項 目	予 算 額
会費	円
その他の収入	円
前年度繰越金	円
	円
計	円

(支出の部)

項 目	予 算 額
指導者謝金(市からの謝金支払い以外)	円
会場費	円
消耗品費	円
備品購入費	円
保険料	円
その他の活動費	円
計	円

岡山市認定地域クラブ活動認定要件確認書

本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

＜確認事項＞①～⑦の□に確認済みの✓を記入の上、署名欄へ

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

(1)岡山市が目指す認定地域クラブ活動について

- ☐ 学校部活動の教育的意義を継承発展させた生徒の自主的主体的な参加による持続可能な活動であること
- ☐ 活動種目は原則として既存の部活動種目とする（※多様な体験やレクリエーション的な活動など新たな活動も可）
運動部（陸上、サッカー、軟式野球、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、柔道）＋ハンドボール、男子ソフトボール
文化部（吹奏楽部、美術部、放送部等）
- ☐ 中体連主催の大会参加を基本とする。（文化部は中文連、中吹連、県吹連等主催のコンクール等とする）
- ☐ 国、市のガイドラインを遵守した活動であること

(2)参加者

- ☐ 認定地域クラブ活動は岡山市立中学校・義務教育学校の中学生全生徒を対象とする。
- ☐ 各認定地域クラブ員は原則、該当の中学校区の生徒が主体であること。
※広域から集めないこと。すべての生徒が身近な地域で活動できる地域クラブ活動であること。勝利至上の選抜チームではないこと。ただし、所属校区に希望の種目のクラブ(部)がない場合は 近隣校区のクラブへ入会可。近隣校区にもなければエリア内(別紙案)のクラブへ入会も可とする。種目によっては、市全域の生徒が対象となる。(ハンドボール、ホッケー、多様な体験等)
- ☐ クラブ員の人数は5人以上、単独で中体連主催大会にチームまたは団体戦に出場可能な人数以上とする。

(3)活動場所

- ☐ 活動場所は各中学校区の中学校施設を基本とする。（※生徒にとって身近な地域の施設）
認定地域クラブには、中学校区内(またはエリア内)の市立中学校施設の優先的な利用を認める。（ただし、夜間開放事業の時間帯は除き、従来の部活動の時間帯のみ:平日17時～19時までと休日の8時半～19時まで）施設使用料は免除とする。
- ☐ 学校施設を利用する際は、「岡山市認定地域クラブ活動における市立中学校施設利用要項」のとおりとする。
なお、移行期においては、学校施設で学校部活動が行われていることが想定されるため、学校、学校施設管理者、施設の設置者、関係団体等で協議を行い、複数の団体が希望する場合は公平に利用することができるよう調整するなど、緊密に連携を図る。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- ☐ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上(平日1日以上、休日1日以上)の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。※1
 - ☐ 年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)や毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表していること
- ※1 上記を原則とするが、指導者の状況等で週11時間程度の範囲内に収まり、かつ週当たり2日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、土日に2日間連続して活動を行うことも可とする。
- なお、地域展開過渡期には、部活動と地域クラブ活動が並立する場合があるが、その場合も活動時間は、生徒の心身の成長、健康に配慮して、併せて週11時間程度にすること。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、認定クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- 認定地域クラブ運営に係る経費は、原則、受益者負担となることから、加入説明等の際には参加者や保護者等に情報開示を行い、費用等への理解を得ること。

※ただし、認定地域クラブには市からの支援(補助)を検討する。また経済的困窮家庭への援助等も別途検討

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 認定地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材(以下「指導人材」という。)が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 岡山市が定める研修を受講し、登録された指導人材が活動に携わること

※岡山市認定地域クラブ活動指導者登録制度 参照

- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 事故が発生した場合の責任主体は、各認定クラブや大会主催者が責任を負うことになる。したがって、不測の事態に備え、事前に関係機関や保護者等関係者の連絡先を把握し、緊急時の連絡体制を整えるとともに、緊急時対応計画を策定し、救急対応を迅速に適切に行うこと。

※安全管理体制、緊急連絡体制の整備については、スポーツ庁「運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のためのガイドライン」を参照のこと。

※岡山市認定地域クラブの活動に従事している教職員等にも責任がある場合、当該教職員のサービスの取り扱いや処分の検討、損害賠償責任等の民事上の責任については、基本的に認定地域クラブとの関係において対応がなされるものである。(認定地域クラブ活動は、学校の管理下にないため、公立学校共済組合の助成等や独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」は適用されない。)

特に移行期(地域クラブへの移行期、部活動と認定地域クラブが共存する場合)においては、学校部活動の顧問とも連携しながら活動するとともに、その活動が部活動なのか認定地域クラブ活動なのか、その区別を明確にし、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等も認識したうえで、適切な管理を行うことが必要となる。

- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

※岡山市に登録申請し、登録された指導者の保険は市で一括加入する。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること

※規約例参照

内容 ・団体の目的

- ・役員(代表、副代表、会計、監事※1)の選任・解任に関すること
- ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
- ・会員の入退会、参加費等に関すること

・予算・決算の審議・承認に関すること

☐公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために保護者等関係者に対する情報開示が適切に行われていること

☐営利を主たる目的とせずに運営すること

☐大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

☐岡山市認定地域クラブの立ち上げは、生徒たちを中心に置き、該当の中学校区の中学校部活動と連携し、学校（顧問、指導員等含む）との合意形成がとれたところから進めていくこと。

☐岡山市認定地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と共有すること

☐生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※2

☐岡山市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

☐活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、岡山市や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の認定地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 認定地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

岡山市長
大森雅夫 様

住所又は所在地
地域クラブ名
地域クラブ代表者 氏名

年 月 日

〇〇地域クラブ

様

岡山市

令和8年度 岡山市認定地域クラブ活動 認定通知書

年 月 日付けで申請のあった岡山市認定地域クラブ活動の認定申請について、「岡山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブの名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 認定番号 岡山市認定地域クラブ 第 号

4. 認定に伴い、岡山市立〇〇中学校の体育施設(体育館、グラウンド、柔剣道場)の優先使用及び使用料の免除を認めます。ただし、既存の部活動、〇〇中学校区内 認定クラブとの施設利用調整が必要な時は、学校部活動顧問、他認定クラブ代表者等と連携して調整すること。

※詳細は「岡山市認定クラブ活動における岡山市立中学校施設利用要項(実証事業)」による

5. 留意事項

(※必要に応じて記載)

- ・提出書類について 未提出書類の早急な提出が認定の前提条件
- ・岡山市に登録された指導者名簿(市で保険加入)
- ・指導者研修受講後に活動開始
- ・認定通知後

年 月 日

様

岡山市

令和8年度 岡山市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、岡山市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「岡山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 不認定の理由

岡山市長
大森雅夫 様

届 出 者
住所又は所在地
地域クラブ名
地域クラブ代表者氏名

令和8年度 岡山市認定地域クラブ申請事項変更届出書

年 月 日付けで岡山市認定地域クラブ活動の認定を受けた(※地域クラブ活動の名称)について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「岡山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり関係書類を添付し、届け出ます。

変更事項		変更前	変更後	添付書類
代表者	氏名			様式第1号 誓約書兼申請書
	住所			
	連絡先			
指導者	氏名			様式第3号 指導者登録申請書兼誓約書
	住所			
	連絡先			
運営役員	氏名			様式第1号 別添1 構成員名簿
	住所			
	連絡先			
	役職			
活動計画				様式第1号 別添3 活動計画書
その他				
上記事項変更の理由				

年 月 日

岡山市長
大森雅夫 様

届 出 者
住所又は所在地
認定地域クラブ名
認定地域クラブ代表者氏名

岡山市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで岡山市認定地域クラブ活動の認定を受けた(地域クラブ活動の名称)について、活動を休止するため、「岡山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 認定地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

添付資料 岡山市認定地域クラブ活動認定通知書の写し

年 月 日

岡山市長
大森雅夫 様

申出者
住所又は所在地
地域クラブ名
地域クラブ代表者氏名

岡山市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで岡山市認定地域クラブ活動の認定を受けた(地域クラブ活動の名称)について、「岡山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第9条の規定により下記のとおり岡山市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの申出の理由

年 月 日

様

岡山市長
大森雅夫

岡山市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで岡山市認定地域クラブ活動として認定した(地域クラブ活動の名称)について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「岡山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの理由

年 月 日

岡山市長
大森雅夫様

住所又は所在地
認定地域クラブ名
代表者氏名

令和8年度 岡山市認定地域クラブ活動完了報告書

令和8年度の岡山市認定地域クラブ活動を実施し、完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 岡山市認定地域クラブ 活動報告書
別添1のとおり
- 2 岡山市認定地域クラブ 収支決算書
別添2のとおり

別添1

令和8年度 岡山市認定地域クラブ活動報告書

1 クラブ名 _____

2 種目名 _____

3 活動概要

(1) 実施曜日 _____

(2) 実施時間(曜日別) _____

(3) 実施総回数 _____

(4) 主な実施場所 _____

4 クラブ生徒数 3年生 人 2年生 人 1年生 人 計 人

※3月末現在

5 指導に関わった指導者

氏名	関係肩書等	資格の名称 (取得している場合)	指導回数(回)

6, 来年度の活動(予定)について、該当の番号に○印を記入ください。

① 来年度も認定地域クラブ申請をして、認定地域クラブとして活動したい。

② 検討中

③ 来年度は認定地域クラブ申請をしない。認定地域クラブ活動をしない。

令和8年度 岡山市認定地域クラブ収支決算書

(クラブ名)

(収入の部))

項 目	決 算 額
会費	円
その他の収入	円
前年度繰越金	円
計	円

(支出の部)

項 目	決 算 額
指導者謝金	円
会場費	円
消耗品費	円
備品購入費	円
保険代	円
その他の活動費	
計	円

収入額計

支出額計

次年度繰越金

$$\mathbb{R}^n - \{0\} = \mathbb{R}^n \setminus \{0\} = \mathbb{R}^n \setminus \{0\}$$

【地域クラブ運営規約 例】

岡山市認定地域クラブ ○○○クラブ 活動規約(運営規約)

第1章 総則

(名称・設置)

第1条 本クラブは「○○クラブ(以下、「本クラブ」という)」と称し、事務局は本クラブ代表者自宅内に置く。

(目的)

第2条 本クラブは、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、○○○○(種目)を通じて社会性の向上や、個性の伸長を図るなど青少年の健全育成に資するとともに、子どもたちがスポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

(活動)

第3条 本クラブの活動は、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び岡山市の認定クラブの要件を遵守した活動とする。

(1) 活動時間については、平日2時間程度、休日3時間程度で、週2日の休養日(平日と休日にそれぞれ1日以上)を設ける。ただし、大会等でやむを得ず活動する場合は、別途、休養日を設ける。

(2) 年間の活動計画や月ごとの活動計画を策定し、会員や保護者に示す。

(3) 「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠した運営を行う。

(4) 会員の個性や自主性を尊重し、発達段階に応じた無理のない練習計画のもとに活動を行う

(活動場所)

第4条 当クラブの活動拠点は「○○中学校・義務教育学校 体育館(武道場・グラウンド)」とする。

(活動日時)

第5条

(1) 本クラブの活動は 土曜日又は日曜日の8時30分から11時30分までの3時間とする。

(2) 平日の活動は、水曜日 18時30分から20時30分までの中の2時間とする。

(3) 警報発令時や学校の定期テスト期間などの活動は原則行わない。

第2章 会員

(入会資格)

第6条 本クラブの入会には次の要件を備えていなければならない。

(1) 本クラブは、岡山市内に在住する中学生のうち、□□□競技を希望する○○中学校の中学1年生から中学3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。ただし、上記を主体とするが、地域の特性等も考慮して総合的に判断して、近隣中学校等の生徒保護者の加入も認める。

(2) 本クラブが定める諸規定を遵守する者であること。

(3) 第8条で定める会費を納入すること。

(会員資格の喪失)

第7条 本クラブの会員資格は、退会、除名によって喪失する。

(退会・除名)

第8条 本クラブの会員は任意で退会することができる。また、次の各項に該当する場合には総会の決議を経て除名することができる。

(1) 本クラブの会員が第6条の要件を満たさないとき。

(2) 本クラブの目的や規約に違反したとき、名誉を著しく毀損したとき。

(加入と入会)

第9条 入会と退会については下記のとおりとする

(1) 本クラブへの入会は、別紙様式1「入会申請書」(入会者本人とその保護者の連名及び捺印)を代表に提出する。

(2) 退会する場合は、別紙様式2「退会届」(本人及び保護者の連名)を代表に提出する。

第10条 入会の登録有効期間は、入会申請を受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条(1)に定めるところによる。

(活動費)

第11条 本クラブの会費は、ひとり月〇〇〇〇円とし、月初めの活動日に会計が徴収する。

(1) 会費は、入会日が属する月、退会日が属する月も納入する。

(2) 会費は臨時に集金することがある。

(3) 一旦納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(4) 遠征や大会等に係る経費等は、別途集金するものとする。**※総会等で明示報告**

(傷害保険)

第12条 本クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は、会費をもってそれに当てる。

第3章 組織

(役員)

第13条 本クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

(1) 代表者1名

(2) 副代表(若干名)

(3) 会計2名

(4) 会計監査2名(保護者より選出する)

(5) 保護者代表3名(各学年1名)

(6) 指導者(18歳以上、高校生以下は不可)市登録要件を満たすもの

※役職は兼ねることができ、クラブの実情に応じて、役職の人数や上記以外の設置を検討する。

(役員の仕事)

第14条 本クラブの役員は次の職務を担う

(1) 代表は本クラブを代表する責任者とし、会務を整理する。

(2) 副代表は代表を補佐し、代表が事故あるとき又は代表が欠けたときはその職務を代行する。

(3) 会計は本クラブの会計事務を処理する。

(4) 会計を監査する

(5) 保護者を代表する

(6) 指導者は技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う

(指導者)

第15条 本クラブには、登録した指導者を置くことができる。

(1) 指導者は、報酬費が発生することから成人(18歳以上)を対象とし、高校生以下は対象とはしない。

(2) 指導者は、青少年健全育成に対する熱意を有し、岡山市の認定地域クラブ指導者の要件を満たす者とし、登録されたものでなければならない。また、指導者は「岡山市地域クラブ指導者マニュアル(策定中)」のとおり行動するとともに、岡山市が主催する研修会に参加しなければならない。

(3) 指導者は本クラブが指定した保険に加入しなければならない。本クラブに登録した指導者の保険については、本クラブの経費として負担する。

(4)指導者の報酬については、月額〇,〇〇〇円(時給1,200円～1,600円を基本)とする。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員の任期が満了となっても、後任者が就任するまでその任務を行う。

(研修)

第17条 本クラブの代表者・指導者(監督・コーチ)は、市が主催する指導者研修を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止に対する知識・理解を高めるとともにコーチング等、時代に即した指導法、効率的で合理的な練習法などを学び日頃の活動に取り入れる。

第4章 会議

(会議の種類)

第18条 本クラブには次の会議を置く(※カッコ内は参加者を示す)。

(1) 総会及び臨時総会(代表・副代表・会計・指導者・各家庭の保護者)

(2) 運営委員会(代表・副代表・会計・指導者)

(総会)

第19条 総会はクラブ員全員の参加を原則とし、毎年〇月に行う。総会では本会の最高機関として以下の内容について承認・決定する。

(1) 役員(代表者、指導者等)の選任及び中学生キャプテン、学年代表の選任、承認

(2) 活動報告及び会計報告

(3) 活動方針、活動計画及び予算案

(4) 規約、規則の改正

(5) その他クラブの運営に関する事項等審議事項

(運営委員会)

第20条 運営委員会は、次の事項を決議するものとする。

(1) 予算、決算及び活動方針の作成

(2) 高額な備品の購入その他の重要な契約の締結

(3) 指導者の選任

(4) その他重要な事項

(総会及び運営委員会の召集)

第21条 ①総会は毎年1回代表が召集し、臨時総会は代表が必要と認めたときに開催することができる。

②運営委員会は適時、役員が召集する。

③総会及び運営委員会は過半数の出席をもって成立する。

(総会及び運営委員会の議決)

第22条 総会及び運営委員会の議決は、出席者の過半数をよって行う。ただし、総会において議決権を有する会員は、各家庭を代表する保護者1名とする。

第5章 会計

(経費)

第23条 クラブの経費は、会費、事業費などによる収入(法人のような場合)、補助金、寄付金、協賛金、その他の収入をもってあたる。

(管理)

第24条 クラブの経費は事務局が管理する。

(会計年度)

第25条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第6章 施設の利用

(施設の利用)

第26条 岡山市立中学校・義務教育学校施設の利用については、「岡山市認定クラブ活動における市立中学校施設使用要項及び手引き」を遵守すること。

第7章 その他

(個人情報)

第27条 クラブ活動で知り得た個人情報はクラブ運営のみに使用し、情報の管理を徹底する。

また、生徒の試合の動画等不特定多数が閲覧するインスタ等に載せたりしないよう指導者保護者等関係に周知徹底する。

(規約の改正)

第28条 規約に定める他、クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、総会および臨時総会の決議によって定める。

附則

本規約は令和〇年〇月〇日から施行する。

〇〇〇〇クラブ入会申請書

令和 年 月 日

〇〇〇〇クラブ代表者様

〇〇〇〇クラブ規約を遵守し、加入したいので申し込みます。

生徒氏名

保護者署名

- ☐ 会費は所定の方法で納入します。
- ☐ 規約違反や迷惑行為があった場合は、退会します。
- ☐ スポーツ安全保険に加入し、事故等の場合は保証範囲内とします。

ふりがな			生年月日 年 月 日
中学生氏名			
性別	男 ・ 女	在籍学校 (学年)	() 中 学 校 (年)
住 所			
保護者氏名 電話番号	保護者氏名	電話番号	
緊急連絡先 ※日中でも連絡 可能な連絡先	保護者氏名	電話番号	
特記事項 (健康上配慮等)			

〇〇〇〇クラブ退会届

令和 年 月 日

〇〇〇〇クラブ代表者様

〇〇〇〇クラブを退会したいので、届け出をします。

生徒氏名 _____

保護者署名 _____

別紙1 【岡山市認定地域クラブ 想定許容エリア】 認定クラブは、原則中学校区の生徒主体とするが、中学校区に希望する種目がない場合、各校の隣接校なら可とする。隣接校にもない場合は、エリア内は可とする。

エリア	中学校名	隣接している弾力化選択可能校
北区中央	岡輝	岡山中央、桑田、芳田、芳泉、福浜、東山
	岡山中央	岡北、操山、東山、岡輝、桑田、石井、京山
	桑田	岡山中央、石井、御南、芳田、岡輝
	石井	岡山中央、京山、中山、吉備、御南、桑田
	吉備	石井、中山、高松、妹尾、福田、御南
	御南	石井、桑田、吉備、福田、芳田
	岡北	岡山中央、高島、香和、京山、操山、竜操、旭東、御津、瀬戸
	後楽館	—
北区北	高松	足守、吉備、中山
	足守	高松、中山、香和、御津
	中山	香和、足守、高松、吉備、石井、京山
	京山	岡山中央、岡北、香和、中山、石井
	建部	御津 ※（足守、香和、岡北）
	香和	足守、中山、京山、岡北、御津
	御津	足守、香和、岡北、建部
中区	操山	岡山中央、東山、富山、竜操、高島、岡北
	高島	岡北、操山、竜操
	東山	岡山中央、岡輝、福浜、操南、富山、操山
	操南	東山、富山、上南、福浜、光南台
	竜操	高島、操山、富山、旭東、岡北
	富山	竜操、操山、東山、操南、旭東
東区	上道	旭東、西大寺、瀬戸
	山南	西大寺 ※（旭東、上南、上道）
	西大寺	旭東、上南、山南、上道
	上南	旭東、操南、西大寺
	旭東	竜操、富山、上南、西大寺、上道、岡北、瀬戸
	瀬戸	上道、旭東、岡北
南区西	妹尾	福田、吉備、興除
	福田	芳田、御南、吉備、妹尾、興除、藤田
	興除	妹尾、藤田、福田、灘崎
	藤田	興除、福田、芳泉、灘崎
	灘崎	興除、藤田
南区南	芳田	岡輝、桑田、御南、福田、芳泉
	芳泉	岡輝、芳田、藤田、福浜、福南
	福浜	岡輝、芳泉、福南、東山、操南
	福南	福浜、芳泉、光南台
	光南台	福南、操南

